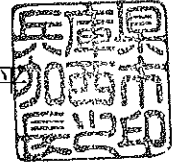




加ふ秘第524号
平成30年1月17日

加西商工会議所
会頭 千石 唯司 様

加西市長 西村 和平



平成30年度 加西市政に対する要望書について (回答)

新春の候 貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は、加西市政の推進にご理解ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。
さて、平成29年12月1日付加商議発第101号により提出のありました要望書について、別紙のとおり回答致します。
加西市としましても、地域経済の活性化に努めて参りますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

〒675-2395

加西市北条町横尾 1000 番地

ふるさと創造部秘書課 担当 高井・永良

電話 0790-42-8701 FAX 0790-43-0291

メールアドレス hisho@city.kasai.lg.jp

平成30年度 加西市政に対する要望書について（回答）

1. 中小企業の経営安定化・地域活性化に向けた支援

(1) 中小企業・小規模事業者対策への積極的な取り組み（担当：産業振興課）

地域経済の発展のためには、大企業が生み出す経済効果に頼るだけでなく、中小企業の力が様々な分野で発揮され、市内取引・市内消費の拡大により市内産業が活性化することが不可欠です。平成29年3月策定した加西市産業振興計画においても、地域の活力の源泉である中小企業発展のため、総合的な産業支援機能を強化することを位置付けています。平成29年度に貴所とともに新たな産業支援拠点として設置した加西市産業活性化センターにおいて、情報発信の強化、金融支援、取引拡大支援、立地支援、経営革新支援、技術革新支援及び従業員の確保・育成支援を総合的、体系的に実施することにより、中小企業の発展を持続的に支援します。

(2) 加西市産業振興促進条例の運用拡大について（担当：産業振興課）

本市においては「製造業」は市内総生産の44.9%を占める圧倒的な存在感を示しており、市内経済や雇用を牽引する産業となっています。

しかしながら、市内にある加西東・南産業団地など4つの産業団地は区画が完売しており、新たな企業が進出できない状況にあります。また、市内に本社を置く「ものづくり優良企業」は、市街化調整区域にも多く立地しているため、工場の新設・拡張が難しい状況にあり、対策が必要とされています。

地域に根ざして社歴が長い「ものづくり優良企業」は、事業存続への強い思いがあるとともに、新しく事業に挑戦するポテンシャルも高く、周囲の中小・小規模企業を巻き込んで地域経済を牽引する存在となることが期待されます。それら企業が多く立地する産業団地以外の区域での事業の新規取り組みや拡張を支援できるよう、制度の積極的な運用の拡大や適用要件の緩和に取り組めます。

(3) 新たな産業団地の建設について（担当：大型プロジェクト推進室）

先ず、繁昌町から小野市、加東市に続く国道372号線沿線の従前から既存工場が集積する市街化調整区域におきまして、平成30年3月末を目途に、55.3ha（加西市43ha、小野市9.0ha、加東市3.3ha）を工業地域として市街化区域に編入する見込みとなっております。当該地区は加西市、小野市、加東市の3市境に位置することから、両市との連携協力の下で進めており、市域を跨ぐ市街化区域編入は兵庫県下初の事例となります。

次に、中野町・下宮木町地区の住居系の市街化区域におきまして、同地区の北西側に残る未利用地の活用を促進するため、平成30年夏を目途に、現在の住居系用途地域49.5ha中、1/4程度を工業系用途地域へと変更する計画を進めております。この変更によって、大規模な工場、商業施設の立地が可能となり、市南部地域の活性化、利便性向上を見込んでおります。

また、地区計画制度、特別指定区域制度を活用し、市街化調整区域における規制緩和も進めております。

そして、加西インターチェンジ周辺地域におきまして、農業と商工業の双方にとって優れた場所であることから、平成 29 年 6 月に改正された農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく新産業団地整備を進めます。

関連する整備事業としては、約 100ha の圃場整備計画と 50ha 産業団地整備計画を進めることで、加西市の強みである農業と商工業との均衡ある発展が図られることとなります。

現在、兵庫県の担当部局との協議を進めているところであり、兵庫県知事からも公式の場において、「企業庁といっしょにやりましょう」との発言があったところです。

加西市は独自技術を持つモノづくり企業が集積しており、今後の地域産業の発展にとって、新産業団地整備事業は喫緊の課題であることから、スピード感ある事業進捗を図って参ります。

(4) 土地利用の規制の緩和・見直し（担当：都市計画課・農政課）

加西市は、市域の 75%が開発行為や建築行為を抑制する市街化調整区域に指定されていることから、市街化調整区域の課題に対応するため、市街化区域への編入をはじめ、地区計画制度や特別指定区域制度を活用し建築制限の緩和を図ってまいります。

まず、「繁昌町国道 372 号沿道地区」の市街化区域編入を平成 30 年 3 月に予定しています。

次に、「地区計画制度」を活用した事業所系の建築制限の緩和として、平成 28 年 3 月に「倉谷町産業公園地区」、平成 28 年 7 月に「下宮木町南部産業集積地区」が、平成 30 年 6 月に数地区の地区計画の都市計画決定を行う予定です。

また、「特別指定区域制度」を活用した事業所系の建築制限の緩和として、これまで、「既存事業所の拡張区域」で 6 地区、「地縁者の小規模事業所区域」が 34 地区、「工場、店舗等周辺区域」が 4 地区で指定を行いました。更に平成 27 年 4 月の特別指定区域の改正により、地域の課題に応じたオーダーメイドの制度設計をすることが可能となり、特別指定区域の「工場等誘導区域」における加西市独自基準として、「既存事業所活用型（拡張タイプ）」、「既存事業所活用型（用途変更タイプ）」、「地域産業振興型」の 3 種類を策定し、今年度、6 地区の指定を行い、他市町以上の規模の敷地拡張が可能となりました。

一方、農業振興地域について、国は今年 6 月「農村地域工業等導入促進法」を改正し、積極的に農村地域への産業振興を図る一方、優良農地確保のため農地転用、農振地区除外に関する厳格な運用が求められている。このように、農地転用、農振除外には厳しいハードルがあり、弾力的な運用、規制緩和等については望みが薄い状況にあります。関係法令を熟考し、個別に対応したいと考えます。

今後も、加西市の更なる活性化を目指し、様々な手法を活用しながら土地利用の規制緩和・見直しに積極的に取り組んでいきます。

(5) 街の賑わい創出への支援（担当：産業振興課）

加西市は市内商業を活気づけ街の賑わいを高めるための商業活性化策として、加西市商店連合会にポイントカード事業、元気づくり事業、運営費補助等の支援及び商品券事業の支援を行っています。加西市商店連合会においては、それら事業を通じ、地域密着型事業を展開していただいていると考えています。

また、北条市街地に誘致したビジネスホテル「ルートイン加西 北条の宿」が平成30年度秋に開業を予定しており、ビジネス目的、観光目的の来訪者が増加し、さらなる街の賑わいの創出が図られると考えています。これを機会として、地域経済の循環と持続性を高めるため、商業における事業環境の整備や地域課題の解決に向けたさらなる取り組みを支援します。

(6) 公共工事における地元建設業への優先発注（担当：管財課）

公共工事の発注に当たっては、原則、地元業者（市内・準市内業者）のみを対象とした、指名競争入札及び一般競争入札を行っていますが、一部地元業者のみでは対応できない特殊な工事及び大規模工事については、市外業者を含めた競争入札となります。

このような特殊な工事及び大規模工事は、スケールメリットを生かした経費削減の点から分離・分割発注を行っていませんが、工事内容を精査して、工事の性質又は種別、建設労働者の確保、建設資材の調達能力等を考慮した上、市外業者と市内業者との建設工事共同企業体での入札参加など、市内業者が受注できる機会の拡大に努めているところです。

また、「加西市公契約条例」の中でも、受注者の責務として、「受注者は、地域経済及び地域社会の活性化に寄与するため、加西市に事業所等を有する受注関係者を下請負者及び資材等の購入先として使用するよう努めなければならない。」と明記していることから、公契約条例の対象となる大型公共工事においても指導を行ってまいります。

(7) 鶉野飛行場跡地の有効利用と地域活性化について（担当：都市計画課）

加西市では、鶉野飛行場跡地及び周囲の戦争遺産を一体として観光整備し、市内外観光客と地域住民の交流の場を創出するため、都市再生整備計画を含めた包括的な整備計画を地域の皆様とともに検討してきました。

鶉野飛行場跡地周辺整備計画の概要につきましては、地区を「防災ゾーン」・「レクリエーションゾーン」・「歴史遺産群ゾーン」に分けて整備する計画としています。

これらについては、「都市再生整備事業」（平成27～31年度）と、2つの「地方創生推進交付金」（平成28～30年度、平成29～33年度）を活用し整備を推進しており、「鶉野飛行場跡地周辺整備」とあわせ、将来の国道372号バイパスの一部として位置づけられる「（仮称）市道鶉野飛行場線」を整備するとともに、「歴史と平和を継承するまち」の拠点施設として、「鶉野ミュージアム（仮称）」の整備を計画しています。

平成29年度までの主な事業としましては、「散策道・防空壕・機銃座等」整備、「説

明・誘導用サイン」の設置、「散策用アプリ」の開発等を整備しています。

平成 30 年度については、「防災備蓄倉庫・展示施設兼公衆用トイレ」建築、「紫電改実物大展示模型」の製作、「北条鉄道の歩行者用踏切」の設置を計画しており、交付金の事業採択次第ですが、「鶉野ミュージアム（仮称）」の実施設計に取りかかる予定です。

貴重な歴史遺産を有する当地域を「観光・防災拠点」、「地域住民の憩いの場」、「平和学習の場」として計画的な整備を行うことで、全国各地から人が集まり、交流人口の増加と加西市の活性化につながる仕組みづくりに取り組んでいきます。

2. 安心・安全なまちづくりへの支援

(1) 大規模災害に備えた社会基盤の整備（担当：土木課）

国道 372 号をはじめとする緊急輸送路となっている主要路線にかかる橋梁につきまして県により耐震化工事を順次行っています。また、土石流により被害を受ける可能性のある箇所につきましては砂防えん堤の整備、がけ崩れ災害の被害を防止するための急傾斜地崩壊対策事業も行っています。今後も県と一体となり市内の防災・減災に向けた取り組みの強化を図ってまいります。

(2) 中小企業への防災対策意識の啓発（担当：危機管理課）

中小企業における初動対応計画や事業継続計画の策定に関しては、業種・業態等により内容も異なってきますので、中小企業庁の「BCP 策定運用指針」や東京商工会議所の「BCP 策定ガイド」等を参考に策定を進めていただきたいと思います。

計画策定にあたり、前提となる加西市で発生が予測される災害や被害想定などに関しましては、加西市地域防災計画において、「災害応急対策計画」を定めるとともに、それに基づき「災害時の職員の初動体制と行動マニュアル」を作成し、業務継続計画についても今年度内の策定を予定しておりますので、市としても、情報提供を行うなど、計画策定に協力し、危機管理体制の構築を推進してまいりたいと考えております。

また、平成 27 年度から実施してきた防災図上訓練が、今年度で全地区終了しましたので、来年度以降は災害時にスムーズな避難行動や避難所設置、運営等の対応ができるような防災訓練の実施を検討しているところであり、学校や地域、企業の皆様とも連携しながら、有事の際に最善の対応ができるよう協力体制を整えてまいります。

(3) 空き家・廃屋対策の強化（危機管理課・ふるさと創造課）

加西市内においても廃屋・老朽空き家が増加し、対応に苦慮する事例が多くなってきております。現在も、個々に対応を行っているところではございますが、平成 31 年度を目途に空き家等対策計画を策定し、空き家等の利活用の促進や住民の方々の生活環境の保全を図ってまいります。

また、空き家改修補助等の更なる支援の充実については、空き家等の調査により現状把握をしたうえで、財政状況を鑑みながら必要に応じて見直し等を進めてまいります。

3. 産業・交通基盤の整備

(1) 国道 372 号（加西市区間 11.4km）の整備促進

県道玉野倉谷線（加古川北 I Cー加西 I C間約 10km）の整備促進（担当：土木課）

加西市では将来国道 372 号のバイパスとなる鶴野飛行場線の用地買収を行っており、今年度末には 60%の用地買収が完了する予定となっています。今後、本路線の整備を促進しながら、北播磨地域社会基盤整備プログラムの後期計画（平成 31～35 年度）に記載されている、三口町から東笠原町の 1.5km の加西バイパス区間の早い時期での着手を要望してまいります。

県道玉野倉谷線につきましては、国道 372 号と交差する法華口交差点の渋滞緩和に向け県土木事務所で今回調査測量を行い、来年度部分的な工事を計画されていると聞いています。今後「北はりまハイランド・ふるさと街道」整備の実現に向けた要望活動等しっかりと取り組んでまいります。

(2) 東西幹線道路の整備促進（担当：土木課）

県道三木穴栗線北条市街地西側から神崎郡福崎町境までの整備促進

東西幹線道路である県道三木穴栗線の丸山バイパスにつきましては、現在道路法面と橋梁の下部工の工事を施工しており、平成 30 年度末に開通する計画であるとのことです。また、市道西谷坂元線と交差する西谷交差点につきましても整備を行っています。今後交差点から畑町側並びに谷町側の実現に向けてしっかりと要望してまいります。また、畑町の通学路整備につきましても今年度工事を行うと聞いています。

(3) 県道下滝野市川線と県道大和北条停車場線の整備促進（担当：土木課）

県道下滝野市川線の別所町交差点の工事が今年度完了しました。また、和泉交差点付近から 700m の区間につきましては、物件移転も進み完了間近となりました。引き続き山田町での整備に着手する計画となっています。今後釜坂峠のトンネル整備を始め両県道の課題となっています。区間の整備につきましては、県に積極的に整備に向けた働きかけを行ってまいります。

4. 市内企業からの個別要望

(1) 工業用水に上水道を利用する企業に対する優遇施策について

（担当：上下水道管理課）

加西市は自己水源を確保できないことから、水道水の全量を市外から受水しています。一般的に工業用水は家庭で使われる水道水に比べ、ろ過や塩素消毒を行わない簡易な浄水処理となるため、料金を安価に抑えることが可能ですが、工業用水道を導入するためには、新たに工業用水道のための浄水場や水道管路などの施設を二重に整備しなければなりません。

このような状況から、加西市水道事業給水条例において、水道料金の従量料金単価は、家庭用、営業用、工場用等を区別せず同額としています。

水道事業では、平成 24・26 年の料金改定で約 20%の料金引下げを実施するとともに、加西市の独自施策として、産業振興促進奨励金制度において、一定水量以上の水道料金について奨励措置を行っているところですが、引き続き、水道事業の健全経営と安定供給に取り組み、水道料金に還元できるよう努めてまいります。

また、北播磨広域定住自立圏の市町及び兵庫県との水道事業広域連携において、工業用水として水道水を大量に利用される場合の水道料金の低減対策について協議を継続してまいりたいと考えております。

(2) 工場立地法に関する判断基準の緩和について (担当：産業振興課)

現在、市内産業団地は、全区画が完売となり、新たな工場用地が不足しています。既存の工業用地では、手狭となり拡張の余地がないところも増えてきており、また市街化調整区域では、工場の新設や拡張は制限されています。市は、新たな産業団地建設に向けた取り組みを推進しており、工場用地の確保は喫緊の課題と考えています。今後、既存の工場用地での事業拡張や新たに予定される産業団地での土地の有効利用を図るため、産業団地における地区計画の見直しや工場立地法に基づく準則条例の制定に向けて、周辺環境に配慮した適切な緑地等面積率を検討します。